

答 申

第 1 審査会の結論

福島県知事（以下「実施機関」という。）が、平成 21 年 4 月 20 日付け 21 人第 188 - 2 号で行った公文書不開示決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに係る経過

- 1 異議申立人は平成 21 年 4 月 14 日付けで、福島県情報公開条例（平成 12 年福島県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により、実施機関に対し「請求者が平成 21 年 3 月 11 日付けで福島県知事に提出した財団法人福島県職員共助会（以下「共助会」という。）に係る請願書による請願について、福島県知事が請願法第 5 条の規定に基づき“これを受理し誠実に処理し”たことを直接又は間接に推認することができる文書」の開示を求めて公文書の開示請求を行った。
- 2 これに対して実施機関は、平成 21 年 4 月 20 日付けで次のとおり公文書一部開示決定及び公文書不開示決定を行い、異議申立人に通知した。
 - (1) 請求内容のうち“これを受理し”たことを直接又は間接に推認することができる文書」に対応する公文書として、「平成 21 年 3 月 11 日付け請願書」及び「請願書について（上記請願書の受理に係る発議書）」を特定し、一部開示決定を行った。
 - ア 開示しない部分 個人の住所、氏名
 - イ 開示しない理由 条例第 7 条第 2 号に該当
個人に関する情報であって、当該情報の内容により特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
 - (2) 請求内容のうち“誠実に処理し”たことを直接又は間接に推認することができる文書」について、作成していないとの理由から、不開示決定を行った（以下「本件処分」という。）。)
- 3 異議申立人は、実施機関の行った処分のうち(2)の処分を不服とし、平成 21 年 4 月 27 日付けで行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、実施機関に対して異議申立書を提出した。

第 3 異議申立人の主張

- 1 異議申立ての趣旨
異議申立ての趣旨は、請求に係る公文書が作成されていないことは社会通念上あり得ないことから、請求に係る公文書の開示を求めるといふものである。
- 2 異議申立ての理由
異議申立ての理由は異議申立書の内容を要約すると概ね次のとおりである。
 - (1) 請願法に規定する誠実な処理の義務については具体的な対応までを義務付けたも

のではないとするのが一般的な解釈であるが、行政庁は抽象的に誠実に処理する義務は負っているわけであり、処理方針を決定しないで請願書をほうっておくことは、社会通念上、誠実な処理とは認めがたい。

- (2) よって、請願の処理について専決権を有する総務部長は、その処理方針を決定しているはずであり、その処理方針の決定が一切公文書として残されていないことは社会通念上想定しがたい。
- (3) もし、処理方針の決定について公文書を作成していないとすれば、その記録は担当者間の口伝により伝えられているということになり、現代の行政事務としては、まずあり得ないことであろう。
- (4) したがって、本件請願書に係る処理方針の決定についてなんらかの公文書は存在すると考えることが合理的であり、その開示を求める。

第4 実施機関の説明

実施機関が本件対象公文書を不開示とした理由は、不開示決定理由説明書及び口頭による説明を総合すると次のとおりである。

1 公文書の不存在について

平成21年3月11日付け請願書については、同年3月12日に受理した後、発議書により総務部長に呈覧し、請願の内容及び処理方針について、口頭での説明により総務部長の決裁を得ている。

請求内容の「“誠実に処理し”たことを直接又は間接に推認することができる文書」については、具体的な処理方針を決定したことがわかる文書と解釈したが、処理方針について文書は作成していないため、請求に係る文書については作成しておらず保有していないことを理由に不開示決定とした。

2 特定個人が提出した請願書の存否について

特定個人が請願書を提出した事実や、請願の内容については、本来個人情報であっても開示すべきではないが、本件の場合は請願者（異議申立人と同一人）が自身のブログに請願書を提出したことやその内容を掲載していたため、存否応答拒否ではなく、請願書の存在を明らかにしたうえで、処理の部分については不開示としたものである。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、請求者が平成21年3月11日付けで提出した請願書による請願について、福島県知事が請願法第5条の規定に基づき“誠実に処理し”たことを直接又は間接に推認することができる文書である。

2 公文書の不存在について

異議申立人は、請願法に規定する誠実な処理について、行政庁は抽象的に誠実に処理する義務は負っているわけであり、処理方針の決定が一切公文書として残されていないことは社会通念上想定しがたいと主張している。これに対して実施機関は、処理方針については口頭で総務部長の決裁を受けているが、それについて文書は作成して

いなかったため保有していない旨説明している。

当審査会で聴取した実施機関からの口頭説明によれば、一般的な事務処理の流れとしては、請願書の形式審査をして受理をし、処理方針を決定するにあたって担当部長に内容を説明するものと考えられるが、本件については、請願書を受理した後、総務部長まで呈覧し、処理方針については口頭で打ち合わせたとのことである。

請願法に基づく請願については、国又は地方公共団体の機関に対して希望を述べることを保障する制度であって、請願書を受理した官公署に対して、請願者にその処理の経過や結果を告知する義務までを負わせるものではない。よって請願書が受理され、その内容が所管の官公署に伝わることによりその目的は達せられ、受理した請願書の具体的な処理手続については請願を受けた各機関の裁量にゆだねる趣旨と解すべきである。

そのような請願法の性格から見て、処理方針を決定する公文書を作成していないという実施機関の説明が不合理とまでは言えない。

また、当審査会で本件対象公文書の保管状況や他に請求内容に係る公文書がないかどうか調査を行った。共助会に係る公文書開示請求書等が綴られている簿冊を事務局職員で見分したが、当該請願に関して第2の2(1)で一部開示した公文書以外の公文書は確認できなかった。さらに、当該請願に関して他に作成した文書がないかどうか再度実施機関に聞き取りをし、作成していないことを確認した。

したがって、実施機関では請求に係る公文書を保有しておらず、他に公文書の存在を推認させるような事情も認められないことから、本件処分は妥当である。

3 特定個人が提出した請願書の存否について

第2の2(1)及び(2)の処分について言えることだが、実施機関によると、本件の場合には請願者が自身のブログに提出した請願書の内容を掲載していたため、受理については第2の2(1)の処分ですべての文書の存在を明らかにしたうえで一部開示し、処理については文書不存という事で不開示としたということであるが、請願者のブログは匿名で開設されているものであり、一般に当該ブログが請願者本人のものであると識別することは困難である。ブログへの掲載により請願書の内容が明らかになっていたとしても、請願者が当該請願書を提出した事実が公にされたとは言えない。

特定個人が請願書を提出したという事実の有無については、条例第7条第2号に規定する、個人を識別することができる情報と認められる。また、当該情報は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないことから、条例第7条第2号ただし書アに該当しないと認められる。よって請願書の存否を答えるだけで、同号の不開示情報を開示することとなるため、条例第10条の規定により、請願書の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否すべきものと認められる。

したがって、例えば実施機関がブログを請願者本人のもので識別できたとしても、本件処分は、存否を明らかにせず不開示決定をすべきであった。しかし本件の場合にはすでに一部開示決定により請願書の存在を明らかにしており、存否応答拒否による不開示決定をする意味がないため、当審査会では、異議申立人の申立てどおり不存による不開示決定の妥当性について判断するものである。

4 以上から、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成21年 6月 4日	・ 諮問書受付
平成21年 6月 5日	・ 実施機関に不開示決定理由説明書の提出を要求
平成21年 7月 2日	・ 実施機関から不開示決定理由説明書の提出
平成21年 7月 3日	・ 異議申立人に不開示決定理由説明書を送付 ・ 異議申立人に不開示決定理由説明書に対する意見書の提出を要求
平成21年 7月 7日	・ 異議申立人から不開示決定理由説明書に対する意見書の提出
平成21年 7月15日	・ 実施機関へ異議申立人からの不開示決定理由説明書に対する意見書を送付
平成21年 7月22日 (第166回審査会)	・ 異議申立ての経過説明
平成21年 8月19日 (第167回審査会)	・ 実施機関から不開示決定理由について聴取 ・ 審議
平成21年 9月15日 (第168回審査会)	・ 審議
平成21年10月21日 (第169回審査会)	・ 審議
平成21年11月17日 (第170回審査会)	・ 審議

参考

福島県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏名	現職等	備考
金井 光生	国立大学法人福島大学行政政策学類 准教授	
佐々木廣充	弁護士	会長職務代理者
丹野 豊子	行政書士	
富田 哲	国立大学法人福島大学行政政策学類 教授	会長
濱田千恵子	NPO法人理事	